

札幌石油燃焼器具整備業協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、札幌石油燃焼器具整備業協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、札幌市消防局予防部内に置く。

(組織)

第3条 本会は、札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号。以下「条例」という。）に基づく、石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設備（以下「点検整備」という。）に関する必要な知識及び技能を修得するための講習を受け、これを修了した者を擁して点検整備等の業務を行っている事業者及びこれから事業所を開設しようとする者（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 本会に、賛助会員（石油燃焼機器の製造を行っている事業者をいう。以下同じ。）を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、石油燃焼機器の事故及び災害の予防等に係る次の各号に掲げる事項に努め、市民の安全を確保するとともに、会員相互の親睦を図り、事業の発展及び社会の福祉の増進に寄付することを目的とする。

- (1) 石油燃焼機器に起因する事故及び災害の予防に関すること。
- (2) 石油燃焼機器に係る点検整備等の知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 石油燃焼機器に関連する防火・防災思想の普及宣伝に関すること。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 石油燃焼機器に係る点検整備等の知識及び技術向上に係る研修会及び講習会の開催に関すること。
- (2) 石油燃焼機器の点検整備等についての技術的助言に関すること。
- (3) 防火・防災思想の普及宣伝に関すること。
- (4) 防火・防災に係る消防機関及び関係諸団体との連絡協調に関すること。
- (5) 賠償責任及び傷害責任に関する共済保険の事務に関すること。
- (6) 本会の運営に特に功績又は著しく貢献のあった会員等に対する表彰その他慶弔に関すること。
- (7) その他本会の目的達成のために必要なこと。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は、総会において会員の中から選出する。

- 2 役員は、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期の満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。辞任によって退任する場合も、また、同様とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事及び事務局長は、会務を処理し、本会の運営に当たる。
- 4 会計は、会計事務を行う。
- 5 監事は、本会の事務事業を監査する。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、本会に係りのあるもののうちから、役員会に諮り会長が委嘱する。

第4章 事務局

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置き、次の者を充てる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 会計 1名

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、会長が主宰する。
- 4 役員会は、役員総数の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 総会は、毎年度の前半にこれを開くことを定例とする。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。
- 6 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(会議の特例)

第12条 会議を招集すべきとき、やむを得ない事情により招集できないときは、書面で意見を求め、会議に替えることができる。

(議決)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(総会)

第14条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員を選出に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 会則等の制定改廃に関する事項
- (5) その他役員会で必要と認める事項

(役員会)

第15条 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施及び予算の運用に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 本会の運営に特に功績又は著しく貢献のあった会員等に対する表彰その他慶弔に関する事項
- (4) その他必要な事項

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の会計は、会費、賛助会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費及び賛助金)

第17条 本会の会費は、1事業者当たり次のとおりとする。

- (1) 入会金 1万円
- (2) 会費 1万5千円
- (3) 賛助会費 1万5千円

(会計年度)

第18条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費の納入)

第19条 会員及び賛助会員は、総会終了後1か月までの間に、その年度の会費を納入するものとする。

第7章 雑則

(慶弔等)

第20条 次の各号に掲げる慶弔が発生した場合は、その都度役員会において審

議し、必要事項の処理を講ずることができるものとする。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会員が火災、風水害、その他の災害により災したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。

(入会)

- 第21条 本会の会員になろうとするものは、入会届出書(様式1)を会長に届出するとともに、入会金及び入会する年度の会費を納入しなければならない。
- 2 前項による届出を行う際には、当該届出以前において関係団体の主催する石油機器技術管理士講習(再講習を含む。)を修了し、条例第70条に基づき札幌市消防長に対し火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出(以下「整備業等届出」という。)がなされていないなければならない。
 - 3 前項の場合において、会員になろうとするものが札幌市外に所在している場合は、当該所在地を管轄する消防長に対し当該市町村の条例等に基づく整備業等届出がなされていないなければならない。
 - 4 第1項により届出した入会は、入会届出書の内容並びに入会金及び入会する年度の会費の納入について不備がないことを確認した後、届出者に対し当該届出を受け付けた旨の通知を行うものとする。

(退会)

- 第22条 会員が退会しようとするときは、退会届出書(様式2)を会長に提出しなければならない。

(除名)

- 第23条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の決議をもって除名することができる。
- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
 - (2) 会則又は総会の決議に反する行為があったとき。
 - (3) 会費を1年間滞納し、会費納入の求めに応じないとき。

附 則

本会則は、昭和49年3月26日から施行する。

附 則

本会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、昭和62年5月11日から施行する。

附 則

本会則は、昭和63年5月19日から施行する。

附 則

本会則は、平成3年5月29日から施行する。

附 則

本会則は、平成10年5月19日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年5月29日から施行する。

ただし、第23条3号に関する規定については、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

本会則は、平成28年5月30日から施行する。

様式 1

入 会 届 出 書

(届出年月日) 年 月 日

札幌石油燃烧器具整備業協議会会長 様

届出者(※1) (TEL)

住 所(※2)

氏名(※3) 印

私は、このたび貴会に入会したいので、下記のとおり届出します。

記

講習修了者氏名(※4)	
(一財)日本石油燃烧機器保守協会 技術講習会修了年月日	年 月 日
石油機器技術管理士資格者証番号	号
入会金及び年会費納入日 (※5)	年 月 日
推 薦 者	
事 業 所 名	
氏 名	

- ※1 「届出者」欄は、事業所名を記入してください。
- ※2 「住所」欄は、事業所の所在する場所の住所を記入してください。
- ※3 「氏名」欄は、代表者の氏名を記入してください。
- ※4 石油機器技術管理士講習の修了者の氏名を記入してください。
- ※5 入会金及び年会費は、以下の口座にお振込みいただきますようお願い します(「名義」の〇〇には、現会長の氏名が入ります。)

口 座：北洋銀行札幌西支店 普通預金口座
 口座番号：0573419
 名 義：札幌石油燃烧器具整備業協議会代表 〇〇 〇〇

- ※6 本届出には、市町村条例に基づき消防長あて届出した整備業等届出及び石油機器技術管理士資格者証を添付してください。

様式 2

退 会 届 出 書

(届出年月日) 年 月 日

札幌石油燃烧器具整備業協議会会長 様

届出者 (TEL)

住 所

氏 名 印

私は、このたび
届出します。

のため退会したいので、